共同住宅局管理水道メータの承認基準

大阪市水道局

(制定 平成23年7月19日課長決)

(改正 平成26年4月21日課長決)

(改正 平成31年1月31日課長決)

(最近改正 令和3年3月22日課長決)

本市が管理する共同住宅に使用する水道メータの承認基準について、次のとおり定める。

(関係法規)

計量法及び関連法規を遵守していること。

(適用規格)

メータの種別毎に日本工業規格 (JIS B 8570-1、JIS B 8570-2) を適用する。

(水道メータの種別、計量特性及び形状・寸法) 別紙のとおり。

(承認範囲)

本承認基準は、新規承認と変更承認について適用する。

(承認時の提出書類)

共同住宅局管理水道メータ 承認願	「様式一1」
計量器製造事業概要	「様式一2」
計量器製造事業登録証、 特定計量器製造事業届出書 若しくは指定製造事業者指定書	経済産業大臣が認可した事業の区分に 従った登録証、届出書若しくは指定 書の写し
型式承認通知書	国立研究開発法人産業技術総合研究所からの型式承認通知書の写し
承認申請図	本市の基準に基づいた構造図及び詳細 図等
性能試験成績書	計量法に基づいた成績書

(承認審査基準)

提出書類	審査内容	審査		
		合格	不合格	
計量器 製造事業概要	水道メータの製造体制と供給体制が 安定していること(年間・月間製造 能力とサービス体制の確認)			
計量器製造事業 登録証、特定計 量器製造事業届 出書若しくは指 定製造事業者指 定書	経済産業大臣が認可した計量器製造 事業登録証、特定計量器製造事業届 出書若しくは指定製造事業者指定書 が提出されていること(写しを確認)			
型式承認通知書	承認申請する種別毎に、国立研究開 発法人産業技術総合研究所が型式承 認していること(写しを確認)			
承認申請図	承認申請する種別毎に、構造及び寸 法等が、本市の仕様に適合している こと(申請図を確認)			
性能試験成績書	承認申請する種別毎に、計量法に基 づいた性能であること(成績書を確 認)			

年 月 日

大阪市水道局長 様

住所 氏名 名称及び 代表者の氏名

共同住宅局管理水道メータ承認願

次の水道メータについて、承認していただきたく関係書類を添えて 申請します。

記

1 承認申請水道メータ

口径 (mm)	型式

2 添付書類等

- 1) 計量器製造事業概要 (様式-2)
- 2)計量器製造事業登録証、特定計量器製造事業届出書若しくは指定製造事業者指定書の写し
- 3)型式承認通知書の写し
- 4) 承認申請図
- 5) 性能試験成績書(性能表付)

計量器製造事業概要

1	氏名又は名称 所 在 地					
2	主たる事業所 所 在 地					
3	資 本 金 (法人の場合)					
4	総従業員数	(うちス	k 道メータ従業		人 人)	
5	(1)主たる事業名 主たる製造品名					
事	(2)現在有する計量					
業	器の事業届出	※指定	製造事業者の有	有無 (有	• 無)	
の	(3)最近1年間の計	製品名	水道メータ	製品名		
概	量器の製造実績 高 ^{注)}	数量		数量		
要		金額		金額		
		左	手 月 日かり	ò	年月	月 日まで
6	承認申請水道メータ の月間製造能力	口径(mm)	型式	新	品個数	修繕個数
	> 74 Industrial Nation					

(注)水道メータの製造実績高は、新品及び修繕メータを合計して記入してください。また、右の欄には主要製品の製造実績高を記入してください。

(1) 水道メータの種別

口径 (mm)	記号	名称		
13	K	接線流羽根車単箱乾式デジタル表示水道メータ		
13	СК	接線流羽根車単箱液晶デジタル表示水道メータ		
		(電子式)		
20,25,30	K	接線流羽根車複箱乾式デジタル表示水道メータ		
20,25,30	СК	接線流羽根車複箱液晶デジタル表示水道メータ		
		(電子式)		
40,50,65,75,100	K	たて型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ		
40,50,65,75,100	СК	たて型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ		
		(電子式)		
80	K	よこ型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ		
80	СК	よこ型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ		
		(電子式)		

(2) 計量特性

口径	計量範囲(R)	定格最大流量(Q ₃)
(mm)	(Q_3/Q_1)	(m ³ /h)
13	100	2.5
20	100	4.0
25	100	6.3
30	100	10
40	100	16
	100	16
50	100	40
65	100	63
75	100	63
80	40	100
100	100	100

(3) 形状及び寸法

口径13mm~50mm (ネジ接続)

口径	メータ全長	取付部ネジ		
(mm)	(mm)	外径(mm)	山数(山/インチ)	
13	100	26.4	14	
20	190	33.2	11	
25	225	41.9	11	
30	230	47.8	11	
40	245	59.6	11	
50	245	75.2	11	

口径50mm~100mm (フランジ接続)

口径	取付 長さ	メータ 全長	メータ用 接続管長さ	ボルト穴中心円の	ボルト穴
(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	径 (mm)	(径×数)
50	245	245	-	143	φ 19×4
90	560	245	312	(120)	(")
65	270	270	-	150	$\phi19{ imes}4$
00	575	270	302	(140)	(")
75	300	300	-	168	ϕ 19 $ imes$ 4
70	630	300	327	(150)	$(\phi 19 \times 8)$
80	225	225	-	(150)	$(\phi 19 \times 8)$
100	350	350	-	195	ϕ 19×4
100	750	350	397	(175)	$(\phi 19 \times 8)$

※ボルト穴の()は、 ${
m JIS10K}$ フランジの仕様を示す。 口径 ${
m 50mm}$ 、 ${
m 65mm}$ 、 ${
m 75mm}$ 、 ${
m 100mm}$ のメータは、上水 フランジ、 ${
m JIS10K}$ フランジ両仕様共承認する。

附則

この基準は、平成23年7月19日から施行する。 附則

この基準は、平成26年4月21日から施行する。 附則

この基準は、平成31年1月31日から施行する。 附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。